

# 民法等の一部を改正する法律の概要

法務省，厚生労働省

## 要旨

児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から，親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに，関連する規定について所要の整備を行う。

## 要点

### 親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

### 未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

### その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法）
- 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- その他，所要の規定の整備（民法，児童福祉法，家事審判法，戸籍法等）

## スケジュール

平成23年1月 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において報告書取りまとめ（児童福祉法関係）

2月 法制審議会において法案要綱を法務大臣へ答申（民法関係）

## 施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

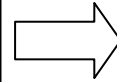
# 民法等の一部を改正する法律の概要

法務省 民事局  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

## 1 親権の喪失の制度等の見直し

### ○ 親権停止制度の創設

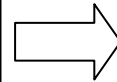
(現行)  
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)  
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

### ○ 親権喪失原因の見直し

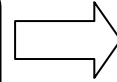
(現行)  
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)  
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

### ○ 管理権喪失原因の見直し

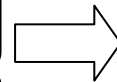
(現行)  
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)  
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

### ○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

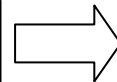
(現行)  
・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。  
・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)  
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。  
・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

### ○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)  
・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。  
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

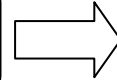


(改正後)  
・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。  
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

## 2 未成年後見制度等の見直し

### ○ 法人の未成年後見人の許容

(現行)  
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)  
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。  
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

### ○ 複数の未成年後見人の許容

(現行)  
未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)  
未成年後見人は、複数でもよい。  
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)  
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)  
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

## 3 その他の改正

### ○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)  
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。  
・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)  
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。  
(懲戒場に関する部分は削除)  
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

### ○ 一時保護の見直し

(現行)  
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)  
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

## (参考) 「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法(施設・里親関係)

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。(47②)
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。(47④⑤)

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和(同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする)

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)